

「自然再生推進法」と「生物多様性増進活動促進法」の関係①

定義

自然再生推進法

「**自然再生**」とは、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者等の地域の多様な主体が参加して、河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林その他の自然環境を**保全**し、**再生**し、若しくは**創出し**、又はその状態を**維持管理**することをいう。

活動内容（基本方針より）

保全 良好な自然環境が現存している場所においてその状態を積極的に維持する行為

再生 人間活動や開発等により自然環境が損なわれた地域、あるいは自然資源の利用や維持管理を通じた自然に対する人間の働きかけの減少により二次的な自然環境が劣化した地域において、それらの自然環境を取り戻す行為

創出 大都市など自然環境がほとんど失われた地域において大規模な緑の空間の造成などにより、その地域の自然生態系を取り戻す行為

維持管理 自然環境の状況をモニタリングし、その結果を踏まえつつ良好な状態を長期間にわたって持続させていくために必要となる行為

生物多様性増進活動促進法

「**生物の多様性の増進**」とは、生物の多様性を維持し、回復し、又は創出することをいう。

「**地域生物多様性増進活動**」とは、

- ・里地、里山その他の人の活動により形成された生態系の維持又は回復、
- ・生態系の重要な構成要素である在来生物の生息地又は生育地の保護又は整備、
- ・生態系に被害を及ぼす外来生物の防除
- ・鳥獣の管理
- ・その他の地域における生物の多様性の増進のための活動

維持 既に良好な生物多様性が存在する場を維持すること

回復 過去に生物多様性が豊かであったが、その多様性が損失した場又は損失が進行している場において、その多様性を回復すること

創出 現在、生物多様性を欠いている場において、その地域に在来の動植物が生息・生育することができるような自然環境等を整備することにより、生物多様性を創出すること



「自然再生推進法」と「生物多様性増進活動促進法」の関係②

劣化地の30%回復（ターゲット2）

30by30

自然再生推進法

主務大臣

生物多様性増進活動促進法 (自然共生サイト)

法定協議会による自然再生

- ・多様な主体が参画する自然再生協議会を設置し、全体構想を策定
- ・各主体が全体構想に基づく自然再生事業実施計画を策定して、専門家の助言の下で事業を実施
- ・土地所有者等の理解と協力

助言

認定

・実施区域の一部を自然共生サイトに認定

・より広範囲かつ多様な主体と連携した活動に発展

回復・創出タイプ

維持タイプ

- ・企業、民間団体、地方公共団体等による増進活動実施計画を主務大臣が認定（地理的に画定された区域と土地所有者等の同意が認定基準の一つ）
- ・連携増進活動実施計画を作成しようとする市町村は、連携増進活動協議会を組織できる

実施計画

- ・国の行政機関又は地方自治体の公共事業による、自然再生に資する事業

公共事業による自然再生

小さな自然再生

- ・地域の民間団体や地域住民などが主体となり身近な自然を再生
- ・早期の事業実施や効果発現につながる事が期待

地方自治体の事業は認定可

・法の認定を受けることで、さらなる活動を促進

・回復、創出活動の実施状況により、維持タイプに移行

希少種保全、外来種対策、鳥獣管理

区域が明確な取組

区域の境界が不明確な取組